

Jump 井坂しんや

E-mail CQW23040@nifty.ne.jp

ブログ <http://isaka.jcpweb.jp/>

安全・安心の地域と職場を

建設アスベスト訴訟

10月24日建設アスベスト神奈川第2陣訴訟で横浜地裁は、国と一部の建材メーカーの責任を認める原告勝訴の判決を出しました。

また、10月27日の建設アスベスト神奈川第1陣訴訟で東京高裁は、第2陣訴訟同様に原告の勝訴の判決を出しました。同時に、これまで労働者として認められていなかったひとり親方の7人も

国の責任を認め、他の14人は建材メーカーの責任を認めるという内容でした。



写真はしんぶん赤旗より転載

第1陣訴訟は、原告敗訴の不当判決だっただけにこの判決は非常に意義のある判決となりました。

また、この判決を受けて建設アスベスト訴訟神奈川弁護団は声明を発表しました。

<http://kanagawa.kensetu-asbestos.jp/2017/10/837>

被害者の救済制度の創設を

アスベストは、断熱性、耐火性に優れ、軽く、加工しやすいため多くの建材に使われてきました。

しかし、アスベストは発がん物質であり、国際的には50年以上前に共通認識になっていましたが、日本で使用が禁止されたのは2006年とその対応が遅れていました。

そのため、アスベストを吸ってがんとなり、苦しみながら多くの方が亡くなりました。

このような状況を改善するためにも、今後がんを発症の方がすぐに無料で治療を受けられるような救済制度を設ける必要があります。

また、アスベストは目に見えず、空中を浮遊しますので、知らずに吸い込んだ可能性のある方の相談体制の強化も必要になります。

アスベスト対策の条例化を

さらに、アスベストを含む建物の解体はこれからますます増えることになります。

一昨年には、県内でアスベストの解体工事での不適正な対応が発覚するとともに、今年には以前県営住宅に住んでいた方が、アスベストによる被害を受けていたことが明らかになっています。

横須賀市でも、東京電力久里浜火力発電所で多くのアスベストが使用されており、現在解体工事が進められています。その際の解体工事についての周辺住民への説明が不足しているとも指摘されており、早期の対応が求められます。

解体作業員や周辺住民にこれ以上被害を及ぼさないためにも県や市で規制を強める条例制定が必要です。

昨年の代表質問や今年9月の環境農政常任委員会でもこの問題を取り上げましたが、早期の条例化に向けてこれからも取り組みます。



アスベスト問題を取り上げた昨年6月の代表質問

佐原残土処分場の不法投棄

9月28日横須賀市佐原の残土処分場に産業廃棄物を不法投棄したとして、県警は廃棄物処理法違反容疑で残土処分場の運営管理をしていた青木あすなろ建設の元執行役員の男性とその他4人を逮